

営業許可申請書・営業届（新規、継続）

食品衛生法（第 55 条第 1 項・第 57 条第 1 項）の規定に基づき次のとおり関係書類を提出します。
※ 申請及び届出に係る情報については、原則として、公開事項となります（個人の住所・電話番号・生年月日等一部非公開事項あり）。

申請者・届出者情報	郵便番号：		電話番号：		FAX 番号：	
	電子メールアドレス：				法人番号：	
	申請者・届出者住所 ※法人にあつては、所在地					
	(ふりがな)				(生年月日)	
	申請者・届出者氏名 ※法人にあつては、その名称及び代表者の氏名				年 月 日生	
営業施設情報	郵便番号：		電話番号：		FAX 番号：	
	電子メールアドレス：					
	施設の所在地					
	(ふりがな)					
	施設の名称、屋号又は商号					
	(ふりがな)		資格の種類	食管・食監・調・製・栄・管栄・船舶・と畜・食鳥		
	食品衛生責任者の氏名 ※合成樹脂が使用された器具又は容器包装を製造する営業者を除く。		受講した講習会	都道府県知事等の講習会（適正と認める場合を含む）		
			講習会名称	年 月 日		
	主として取り扱う食品、添加物、器具又は容器包装		自由記載			
自動販売機の型番		業態				
HACCP の取り組み		※引き続き営業許可を受けようとする場合に限る。 ただし、複合型そうざい製造業、複合型冷凍食品製造業の場合は新規の場合を含む。 □HACCP に基づく衛生管理 □HACCP の考え方を取り入れた衛生管理				
就業種別に応じた情報	指定成分等含有食品を取り扱う施設					□
	輸出食品取扱施設 ※この申請等の情報は、国の事務に必要な限度において、輸出時の要件確認等のために使用します。					□
営業届出	営業の形態			備考		受付印
	1					
	2					
	3					
担当者	(ふりがな)			電話番号		許可証受領
	担当者氏名					

営業者・届出者情報	法第 55 条第 2 項関係			該当には ☒		
	(1) 食品衛生法又は同法に基づく処分に違反して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して 2 年を経過していないこと。			☐		
	(2) 食品衛生法第 59 条から第 61 条までの規定により許可を取り消され、その取消しの日から起算して 2 年を経過していないこと。			☐		
	(3) 法人であつて、その業務を行う役員のうちに(1) (2)のいずれかに該当する者があるもの。			☐		
営業施設情報	令第 13 条に規定する食品又は添加物の別	☐ ①全粉乳（容量が 1,400 グラム以下である缶に収められたもの） ☐ ②加糖粉乳 ☐ ⑤魚肉ハム ☐ ⑧食用油脂（脱色又は脱臭の過程を経て製造されるもの） ☐ ③調製粉乳 ☐ ⑥魚肉ソーセージ ☐ ⑨マーガリン ☐ ⑪添加物（法第 13 条第 1 項の規定により規格が定められたもの） ☐ ④食肉製品 ☐ ⑦放射線照射食品 ☐ ⑩ショートニング				
	(ふりがな)		資格の種類			
	食品衛生管理者の氏名 ※「食品衛生管理者選任（変更）届」も別途必要		受講した講習会	講習会名称 年 月 日		
	使用水の種類		自動車登録番号 ※自動車において調理をする営業の場合			
	① 水道水（ ☐ 水道水 ☐ 専用水道 ☐ 簡易専用水道） ② ☐ ①以外の飲用に適する水					
業種に応じた情報	飲食店のうち簡易飲食店営業の施設		☐	生食用食肉の加工又は調理を行う施設		☐
	ふぐの処理を行う施設					☐
	(ふりがな)					
ふぐ処理者氏名 ※ふぐ処理する営業の場合		認定番号等				
添付書類	☐ 施設の構造及び設備を示す図面					☐
	☐ （飲用に適する水使用の場合）水質検査の結果					☐
	☐					☐
	☐					☐
営業許可業種	許可番号及び許可年月日		営業の種類			備考
	1	年 月 日				
	2	年 月 日				
	3	年 月 日				
	4	年 月 日				
備考				レジ認証		

◎ここから下には記入しないでください。

確認年月日 ・	申請書記載事項と相違なく、記載事項以外の基準に適合する。 査定欠点事項 ① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ 衛生採点 （ 点） 有効期間 年			監視員	
許可番号	許可条件・備考				
初回許可年月日 ・		許可年月日 ・		許可開始日 ・	許可満了日 ・
(受付)		(伺い)			
係	係長	システム処理	係	係長	課長
			許可証作成 照合		

☐ 登記事項証明書 ☐ 食品衛生責任者資格確認